自立活動の指導について

1.　自立活動とは

　心身に障害のある児童生徒の教育を行う特別支援学校には、各教科の指導、道徳及び特別活動、

総合的な学習の時間の指導の他に「自立活動」という学習領域があります。「自立活動」の指導は、

学校教育活動全体を通じて行い、また、特別に時間を設定して行うことができます。それは児童生徒

一人ひとりの障がいの状態が違うため、個々の児童生徒に合わせた指導ができるようにするためです。

　また、「自立活動」の指導を行うためには、児童生徒の障がいの状態や発達の様子、生活していく

時の困難さを的確に把握し、系統的に行う必要があります。そのため、「個別の指導計画」を作成して

指導にあたっています。

〇内容　6区分26項目

1.「健康の保持」 4項目　　2.「心理的な安定」 3項目　　3.「人間関係の形成」 4項目

4.「環境の把握」 5項目　　5.「身体の動き」 5項目　　6.「コミュニケーション」 5項目

2. 自立活動の目的

　特別支援学校の学習指導要領において「自立活動」の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を、

目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、

態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基板を培う」とされ、児童生徒一人ひとりが主体的に

行う学習活動であることを明確にしています。

　障がいそのものを改善、克服することではなく障害のあることで起こる日常生活での種々の困

難さ(活動の制約や参加の制限)などを改善・克服するために行う教育活動であり、障がいそのもの

を治したり、改善を図ろうとする医療活動とは基本的に異なるものとしています。

3. 自立活動の授業について

【小学部】

■　指導形態 ： 学年単位

■ 「自立活動」の時間 ： 週5回、1回30分程度

■　内容 ： それぞれの児童の発達、障がいの状態、ニーズに合わせて身体の動きや手の使い方、
　コミュニケーション等を学習する。

■　自立活動と他の学習領域とを合わせた内容 ：「生活」「みる・きく・つたえる」「うた・リズム、からだ」
　「ふれる・つくる」等

【中学部】

■　指導形態 ： 学年単位

■ 「自立活動」の時間 ： 週3～5回、1回40分程度

■　内容 ： それぞれの生徒の発達、障がいの状態、ニーズに合わせて身体の動き、手の使い方、
　コミュニケーション等を学習する。

【高等部】

■　指導形態 ： 生徒の発達や障がいの状態に合わせた学習グループ（G1･G2･G3･G4）の4つの
　グループに分かれて指導

■ 「自立活動」の時間 ： 週2～10時間

■　内容 ： それぞれの生徒の発達、障がいの状態、ニーズに合わせて個別に指導する。

4. 検診活動について

◇　整形外科検診Ⅰ

◇　整形外科検診Ⅱ

◇　装具診

【注】学校では新規作成の申請手続きは出来ません。補装具類を新たに作る場合は病院（指定医療機関）
で行ってください。補装具類（車いす･装具等）の修理はできます。